【課外プログラム用】

【法務承認 No.700504B】

誓約書

2018年　　月　　日

茨木市教育委員会　教育総務部　青少年課　　御中

このたび、私は、貴団体でのボランティア活動（以下「活動」という。）に参加するにあたり、以下の事項を厳守して誠実に活動を全うすることをここに誓約いたします。

一、私は、活動担当責任者の指揮および監督に従います。

一、私は、活動期間中において、貴団体の秩序を乱すことや品位品格を損なうことをいたしません。

一、私は、無断で、欠勤、遅刻および早退はいたしません。やむをえない場合には、必ず活動担当責任者に連絡いたします。

一、私は、活動期間中において知り得た貴団体、その顧客、利用者、取引先その他関係者にかかわる肖像を含む個人情報、内部情報および機密事項について、活動期間中および活動期間終了後においても、貴団体以外の第三者に開示または漏えいいたしません。
また、貴団体、その顧客、利用者、取引先その他関係者にかかわる肖像を含む個人情報、内部情報または機密事項を引用して第三者に発表する場合等は、事前に発表内容、発表場所等の概要を貴団体に通知し、承認を得ます。

一、私は、活動期間中に自己の故意または過失によって、貴団体または第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負います。

一、私は、活動開始前に活動中の災害、事故その他の事由による損害の補償に対応した災害傷害保険および賠償責任保険に加入します。

一、私は、特に別段の定めがない限り、活動中に私が発明、創作等に関与し、特許権、著作権その他の知的財産に関する権利が生じた場合は、貴団体に権利が帰属し、または貴団体に権利を無償で譲渡することについて、了解しています。

学生自筆署名捺印
立命館大学 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学部・研究科 ＿＿＿回生
学生証番号:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
住所:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法定代理人（親権者等）自筆署名捺印
続柄:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（未成年の場合、法定代理人の署名が必要となります）

以上

【課外プログラム用】

【法務承認 No.700604B】

誓約書

2018年　　月　　日

立命館大学　共通教育推進機構長　様

このたび、私は、茨木市教育委員会　教育総務部　青少年課（以下「受入先」という）でのボランティア活動（以下「活動」という。）に参加するにあたり、以下の事項を厳守して誠実に活動を全うすることをここに誓約いたします。

一、私は、私の個人情報を活動参加のため必要な範囲で受入先に提供されることについて同意します。

一、私は、受入先の活動担当責任者の指揮および監督に従います。

一、私は、活動期間中において、受入先の秩序を乱すことや立命館大学/大学院の品位品格を損なうことをいたしません。

一、私は、無断で、欠勤、遅刻および早退はいたしません。やむをえない場合には、必ず受入先の活動担当責任者に連絡いたします。

一、私は、活動期間中において知り得た受入先、その顧客、利用者、取引先その他関係者にかかわる肖像を含む個人情報、内部情報および機密事項について、活動期間中および活動期間終了後においても、受入先以外の第三者に開示または漏えいいたしません。

また、受入先、その顧客、利用者、取引先その他関係者にかかわる肖像を含む個人情報、内部情報または機密事項を引用して第三者に発表する場合等は、事前に発表内容、発表場所等の概要を受入先に通知し、承認を得ます。

一、私は、活動期間中に自己の故意または過失によって、受入先または第三者に損害を与えた場合は、受入先と立命館大学との間の覚書、協定または契約の内容にかかわらず、その賠償責任を負います。

一、私は、活動開始前に活動中の災害、事故その他の事由による損害の補償に対応した災害傷害保険および賠償責任保険に加入します。

一、私は、活動中に私の故意、過失またはその他災害等の原因により損害を受けた場合においても、立命館大学が賠償その他の責任を負わないことを確認します。

一、私は、特に別段の定めがない限り、活動中に私が発明、創作等に関与し、特許権、著作権その他の知的財産に関する権利が生じた場合は、受入先に権利が帰属し、または受入先に権利を無償で譲渡することについて、了解しています。

学生自筆署名捺印

立命館大学 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿学部・研究科 ＿＿回生

学生証番号:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法定代理人（親権者等）自筆署名捺印

続柄:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（未成年の場合、法定代理人の署名が必要となります）

以上

※　あて先を学部長・研究科長に変更する以外の変更点がある場合には、必ず法務コンプライアンス室に点検を依頼してください。